

一宮市水道料金等審議会会議録（第3回）

- 1 日時 令和5年9月13日(水) 午前10時00分～午前11時40分
- 2 場所 一宮市役所 6階特別会議室
- 3 区分 公開(傍聴人 0名)
- 4 出席委員 11名
- 5 欠席委員 0名
- 6 事務局 16名
- 7 会議録署名者は、会長が2名指名した。
- 8 第2回での質疑について・改定案について(水道)

◎会長

それでは、事務局に説明を求めます。

●事務局(経営総務課長)

おはようございます。説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。第2回の審議会では、「現状の料金体系がどのような状況であるのか」というコメントをいただいておりますので、ご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします

一宮市の水道料金は用途・口径別の料金体系を採用しております。

基本料金については基本水量制を採用しております。これは、使用水量を1か月当たり10^mと設定し、10^mまでは料金が一定で基本料金だけのご負担とするものです。

また、使用水量に応じて料金をご負担していただく料金が従量料金となり、使用水量が多くなるほど、料金の「単価」が高くなる逓増制を採用しております。具体的には、11から25^mの1^mの単価が税抜き114円で、101^m以上になると同じく287円となっており、たくさん水道水を使うほど、1^mあたりの単価が高くなる設定でございます。

言葉だけの説明では分かりにくいと思われましたので、イメージ図を作成いたしました。

次のページ(資料2ページ)をお願いいたします。

水道料金の設定は、一般用、公衆浴場用、臨時用に分かれております。一般用は、1か月あたり10^mの基本水量を付与しており、基本料金につきましては、使用する口径に応じて異なります。従量料金につきましては、口径にかかわらず同一の単価となっており、使用水量が増えるほど、単価が高くなる設定です。

公衆浴場用は、1 か月あたり 100 m³の基本水量を付与しており、金額は 3,739 円です。従量料金は 1 m³あたり 135 円です。現在市内では、2 か所の施設のみのご利用となっております。

臨時用につきましては、基本水量の設定はなく、従量料金のみで、1 m³あたり 200 円です。

以上が現行の料金体系でございますが、現在の経営状況や今後の見通しとして、様々な経営改善をしたうえでも、水道事業全体で 15%の料金改定が必要と試算しております。

次のページ(資料 3 ページ)をお願いいたします。

前回、3種類の改定パターンをお示しましたが、判断しにくいとのご意見をいただきましたので、改めて、各パターンの特徴などについてイメージ図を使いながらご説明いたします。

こちらの表は前回の資料 9 ページでお示しました、改定パターン① 一律 15%を改定するもので、このパターンでの引上げイメージは次のページでございます。

赤色で示した部分が引上げとなる部分となります。

一般用のグラフについては、従量料金は水量によって改定前の単価が異なり、そこに一律 15%の改定としているため、水量が多いほど値上げ額も大きくなっております。

したがって、この改定パターンの場合、事業所などの大口使用者の引上げ額が大きくなる傾向があり、特定の事業者に対する依存度が高くなります。そのため、事業者の使用水量の増減が、経営に大きく影響いたします。

次のページ(資料 5 ページ)をお願いいたします。

この改定パターン②は、基本料金を 15%の定率で、従量料金を 1 m³あたり 13 円の定額の増加となります。

次のページ(資料 6 ページ)をお願いいたします。

このパターンでは、まず基本水量を撤廃し、1 から 10 m³の水量帯に料金が発生することと、従量料金の改定額を定額にすることで、改定パターン①と比較いたしますと、11 m³以降の料金の増加額が軽減された形になります。事業者の使用水量による影響が改定パターン①よりは少なくなります。

次のページ(資料 7 ページ)をお願いいたします。

改定パターン③は、基本料金を定率 15%、0 から 10 m³、11 から 25 m³の従量料金をそれぞれ定額 15 円増加させたもので、26 m³以上は現行の従量料金としています。

次のページ(資料 8 ページ)をお願いいたします。

この改定パターン③は一見、使用水量が多い方は、負担増とならないように見えますが、使用水量が多い方は 1 から 10 m³、11 から 25 m³の部分も使用されたうえで、それ以上の水量を使用することになりますので、26 m³以上ご使用する方も、1 から 25 m³の部分の増加分を、ご負担していただいていることになります。

この改定パターンですと、改定パターン①、②に比べ人口減少に伴う使用水量減少の影響を軽減する案となります。その反面、低水量帯の使用者の負担感が多くなります。

口径 13mm で 1 か月 15 m³ ご使用の場合ですと、現在税抜き 1,176 円のところが 1,492 円となり、316 円の引上げとなります。

次のページ(資料 9 ページ)をお願いいたします。

次に、水道料金の設定を行う上での、基本的な考え方として、料金算定期間である令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間にかかる費用のうち、水道料金で徴収すべき費用である、料金算定費用を賄えるように水道料金を設定する総括原価法という考え方があります。

これは、費用全体を、料金の徴収にかかる費用である需要家費と、水道の使用にかかわらず発生する費用である固定費、水道の使用量に応じて発生する費用である変動費に分け、基本料金や従量料金に割り振っていくものとなります。

次のページ(資料 10 ページ)をお願いいたします。

需要家費と固定費は基本料金、変動費は従量料金に割り振るものでございますが、その場合、基本料金が高額になり、現行の基本料金を 2 倍以上に設定する必要があるため、固定費の一部を従量料金に割り振っております。

割り振り方の考え方としましては自治体によって異なりますが、一宮市では施設利用分を従量料金、余剰能力分を基本料金に割り振ることとしております。

この割り振りによって、基本料金で 28.1%、従量料金で 71.9%の構成比となり、これを一宮市の目標とする料金体系と設定しました。

次に固定費の割り振りについてご説明いたします。

次のページ(資料 11 ページ)をお願いいたします。

固定費とは、施設などの固定資産の減価償却費と支払利息になります。したがって、基本料金と従量料金への配分を考えるにあたり、施設の利用状況を考慮しております。

通常、浄水場などの施設は、季節による水需要の変動や施設のメンテナンスなどに備えるため、施設能力の 100%で運転しているのではなく、必要となる余裕をもって運転をし

ております。

この余裕分であります余剰能力分を基本料金に割り振り、残りの稼働部分を従量料金に割り振ります。その結果、今回の料金改定で目指す基本料金と従量料金の割り振りは、表の黄色い部分でお示ししましたとおり、基本料金 28.1%、従量料金 71.9%となります。令和 3 年度実績では表の緑色部分基本料金 28.7%、従量料金 71.3%でございました。

また他都市の状況につきましては、表の最下段、緑色のところに記載いたしました。平均いたしますと基本料金で 30.4%、従量料金で 69.6%という状況でございます。

次のページ(資料 12 ページ)をお願いいたします。

前回もお示ししましたこのグラフは、令和 3 年度の基本料金と水量帯別の使用水量あたりの超過料金を集計したものでございますが、料金収入の内訳として、基本料金が 28.7%、超過料金で残りの 71.3%となっております。

次のページ(資料 13 ページ)をお願いいたします。

現在、一宮市の人口は平成 24 度をピークに減少し続けておりますが、世帯数は増加しております。

その結果、1 世帯当たりの人数が減少し、水道料金も減少していきます。そのため、水道事業全体としての水道料金収入は減少しますが、基本料金での収入割合は増加を見込み、目標とする基本料金割合 28.1%から乖離していく見込みでございます。

この基本料金と従量料金の割合を目標に近づける改定パターンを作成いたしました。

次のページ(資料 14 ページ)をお願いいたします。

こちらのパターンは基本料金を定率 7%、従量料金を定額 15 円改定とするものでございます。口径 13mm で 1 か月 15 m³ 使用の場合ですと、税抜き 1,176 円が 1,443 円となり、267 円の値上げとなります。

また、水道事業全体での割合は、基本料金 28.3%、超過料金 71.7%となります。目標とする基本料金と超過料金の構成率と完全一致とはなっておりませんが、これは料金表が 1 円単位で設定することによるものでございます。

次のページ(資料 15 ページ)をお願いいたします。

改定パターン④のイメージ図となります。赤色で示した部分が引上げとなる部分でございます。

資料 5 ページの改定パターン②を基に、基本料金の引き上げを 15% から 7% に抑え、その分を従量料金に配分し、改定パターン②では 1 m³ あたり 13 円増加していたものが、15 円の増加となっております。

次のページ(資料 16 ページ)をお願いいたします。

これまでお示しました改定パターンについて一覧にまとめました。

大きな違いとしましては、左から三つ目の基本水量について①は現行の料金表と同様の基本水量 10 m³を付与しております。

また、左から二つ目、基本料金と従量料金の構成率につきましては、①から③は現行の構成率となっているのに対し、④は一宮市として目標とする構成率に割り振りを見直した料金体系となっております。

その結果、基本料金の改定率を7%とし、従量料金は、1 m³あたり定額 15 円改定となっております。

以上で前回でのご質疑に対する回答、及び水道料金の新たな改定パターンについてのご説明となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎会長

ありがとうございました。

前回委員の皆様からの質問等を踏まえた回答部分と、改めて4つの改定パターンについてご説明いただきました。

皆様からご質問、ご意見をいただきたいです。

○委員

確認なのですが、今出していただいた改定パターンは、皆様が議論されて新しく提示したものですか。

●事務局(経営総務課長)

そうです。

○委員

この改定パターンについて、今日は議論するということによろしいでしょうか。

●事務局(経営総務課長)

そうです。

◎会長

私から見ましても分かりにくいところがありますので、私なりの補足をさせていただきます。

資料 16 ページの 4 パターンからどのパターンが良いのかを皆様からご意見をいただきたいと思います。

当局としましては、どの改定パターンを望ましいと考えておられるかお聞かせ願いたい。

●事務局(経営総務課長)

今回新たに出しました改定パターン④が基本料金、従量料金の構成率について理論的な設定をして、基本料金を定率 7%、従量料金を定額 15 円の増加となっております。こちらで設定いたしましても、料金算定期間においては事業を継続できます。

前回委員の方にいただきました、基本料金の部分をなるべく抑えていただきたいとご意見がございましたので、その観点から言いますと改定パターン④が今は最有力と考えております。

◎会長

ありがとうございます。

補足になるか分かりませんが、委員の皆様に見ていただきたい観点を申し上げます。

前回ご質問がありました、基本料金と従量料金の割合について資料 10 ページでご説明いただきましたが、理論的に言えば基本料金が 70%で従量料金が 30%となるのが経営的には良いと思います。しかし、その場合基本料金の市民の皆様のご負担が多くなってしまいますので、逆に基本料金を 30%くらい、従量料金を 70%くらいという考え方が、全国的にも今のトレンドになっていると思います。この考え方につきましては、実際の稼働の部分が 70%、余剰が 30%になっているという 1 つの理屈になっています。

資料 11 ページで他の自治体の例をご覧いただきましても、基本料金が 30%、従量料金が 70%という自治体が増えてきています。この割合に近づけていこうとしています。

資料 16 ページに戻りまして右の列を見ますと、基本水量は今まで 10 m³までとなっており、基本料金しかかかりませんでした。改定パターン②から④につきましては、基本水量をなくすということです。これも全国的なトレンドになっております。

我が国の上水道の戦後の発展の時に基本水量という考え方がありましたが、今は基本的に水に差別はありませんので、1 m³から料金がかかるように改定を行っております。近隣の自治体でもこのような改定を行っております。

また、基本料金と従量料金の設定の仕方を大きく分けると、定率でいくのか定額でいくのかという議論がございます。どちらかと言えば、定率でいきますと負担が多くなる場合があります。定額でいった方が安定的だと思います。このことは特徴にも書いてありますが、皆様が一番気になるのはどのくらい料金がかかるのかということだと思います。表にまとめてありませんが、ご説明にありましたように改定パターン④ですと資料 15 ページに書いて

あります。一番左端のところに、一般用ですと月額 42 円と書いてあります。その他の改定パターンにも書いてありますが、改定パターン④が一番負担が少ないです。資料 8 ページにある改定パターン③は、使用量が少ないところへの負担が多くなります。資料 4 ページにある改定パターン①は、使用量が多くなるほど負担が多くなります。現行は逦増制なので、使えば使うほど負担が大きくなる制度です。多く使われる方にとっては負担が多くなるのは嫌だと思えます。逦減という、使えば使うほど負担が小さくなる制度もございすが、平等に考えるとそれぞれの使用料に応じて負担するのが改定パターン④になります。説明としては非常に分かりやすいと思えますので、当局としては改定パターン④が良いという考えだと思えます。

このような意味を理解していただくと分かりやすいと思えます。

分からないことやこうして欲しいなどございましたら、ぜひご質問、ご意見等いただきたいと思えます。

それでは、委員の皆様一人ずつご意見いただきたいと思えます。

○委員

複雑に聞こえてしまひますが、多く使えば使うほど料金が高くなるのは勘弁していただきたいと思えます。聞こえが良いのが、改定パターン④であると思えます。水道事業の今後のことも考えていくと、このような設定で追加の負担がないという形が良いと思えます。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

私も定額で経営の安定という意味からも、改定パターン④が良いと思えます。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

会長が改定パターン④が良いとおっしゃっていたので、改定パターン④が良いだろうなと思ひますが、しっかりと自分の中でまだ理解してないので、どうして改定パターン④が良いのか理解できるようにしたいと思ひます。

◎会長

本日改定パターンを決めるのではありませので、どの改定パターンが良いと思ひのかをおっしゃってください。こういうことがあれば分かりやすいということがありましたら、教えてください。

他の方はいかがでしょうか。

○委員

自分の使用量で計算すると、使ったら使った分だけ払うのが道理だと思います。たくさん使った人がたくさん払うべきだと思います。

具体的に、こういう家計の場合にこれだけの増額になるという1家庭の具体例が見たいです。

●事務局(経営総務課長)

例えば、資料14ページにあります改定パターン④でございますと、表の右側に4列でお示ししてあります。画面の方で大きくしております。こちらをご覧くださいますと、単身世帯が606円から723円、1家族3人で1か月15 m^3 使われますと1,176円から1,443円となり267円増加します。2世帯など1か月50 m^3 使われる場合ですと6,646円から7,439円になり、事業所など1か月に100 m^3 使われますと20,415円から22,120円となり1,705円の増加となっております。

○委員

我が家にあてはめると、7,600円くらい月に払うことになるので、2か月になると結構な金額であり、下水道を入れると3万円を超えるということですね。結構大きな感じになってしまいました。

まだピンとこないですね。他の改定パターンではどうなるのか頭の中で理解できないと難しいですね。

◎会長

分かりやすい資料を事務局に考えておいていただけたらと思います。

他の方はいかがでしょうか。

○委員

50 m^3 などどれだけの量が一般家庭で使われているのか分かりません。

○委員

5人家族で平均50から60 m^3 です。

○委員

お風呂も洗濯も入れてそこまで使うのですね。

工業用でたくさん使われると考えると、改定パターン④が良いと思います。

○委員

工業的には工業用水を使っていて水道を使っているという訳ではないので、影響はあ

ありません。

事業をやっているからといって、多く使うほど料金は高くなりますのは困ります。

○委員

僕らもそう思いますけど、使ったら使った分だけ料金を払うのは普通の原則ですから、一番良い改定パターンが④だと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

改定パターン④が一番良いと思います。形としては改定パターン④になると思います。

仮にこのレベルで改定した場合に、前回か前々回に何年後にどうなるかという表があったと思います。改定パターンによって表がどう変わるのかも見せていただきたいです。5年経ったらまた集まれと言われても困りますので、どのようなイメージになるのか知りたいです。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

改定パターン①から④までありますが、すべて 15%上げるということですよね。料金体系をどのようにしていくのかで、改定パターン①から④まで出していただいたと思います。先ほど会長からお話があったように、基本水量は時代に馴染まないですし、基本水量を置いておく説明はできないと思いますので、基本水量はなくて良いと思います。装置産業という固定費が多いものに関して言いますと、基本料金でしっかり賄う必要があると思います。資料 10 ページに理想的な構成が書いてありますが、基本料金でしっかり賄い、使っただけ支払うというお話がありました。基本料金で大口の需要家さんでは、口径が大きい分その投資を多くしているので、そこに対価をしっかり払ってもらって考えるのが素直だと思います。ご説明にありましたが、こういった体系でありますと、基本料金が膨大になりますので、今とはガラッと変えないといけないところもあります。経営の考え方で理想的なところを突き詰めますと、混乱をきたさないところもあります。みなさんの生活を変えずにやっていくことも重要なところだと思います。事務局の考え方、基本料金と従量料金に対する割合が書いてありますが、このようにしていくことはひとつあると思います。基本料金は今 28.7%という状況ですので、これより下げる必要はないかなと、個人的には思っています。改定パターン②が良いと思いますが、基本料金の割合が 30%であり基本水量を

なくすので、一気に改定するとデメリットとしては、小口の需要者の変化が大きいと思われます。落としどころとしては、事務局から提案のあった改定パターン④が妥当だと思います。

従量料金を定額にするということは、逓増制の緩和になります。逓増制に関しても本来変動費が従量料金にあたる場所ですし、変動費はあまり大きく影響しないので、逓増制の緩和は理論的に言っても正しいと思います。経営も安定するので、基本料金はもう少し多く取って良いと思いますが、基本料金でしっかり取るところと定額にして逓増制を緩和するところの公平性があるので、激変的な緩和を考えると改定パターン④が妥当だと思います。

気になるのは、すべての改定パターンで臨時用が一般用の 50 m³を超えたところより小さくなっています。臨時用なので一般用の最高額を超えても良いと思います。臨時用を下げておく説明はありますでしょうか。

◎会長

ありがとうございます。

事務局の皆様どうでしょうか。

○委員

臨時用は工事などその時々で使うものだと思います。

●事務局(経営総務課長)

申し訳ありませんが、論理的な理由はありません。

○委員

一般用の最高額を超える、もしくは最高額と同額でも良いのではないかと思います。臨時用を変えたとしてもシミュレーションにはそれほど影響しないですよ。

●事務局(経営総務課長)

そうですね。

臨時用自体がそんなに件数がないですし、水量があるわけでもないのに、経営自体の大きな動きはございません。臨時用は出るか出ないかわからないので、従前どおりの考え方にしてみました。

○委員

臨時用の料金についてご検討いただけたらと思います。

◎会長

ここは宿題としたいと思います。

●事務局(上下水道部次長)

私の記憶の中で、過去の臨時用で 50 m³以上使用しているイメージはあまりありませんので、臨時用の料金を一般用の最高額までにしていなかったと思います。

○委員

50 m³使っていなかったとしても、臨時用の料金を高くすることに関しては問題ないと思います。

●事務局(上下水道部次長)

個人的には、決まった人でもないですし、現状あるわけでもないので、臨時用の料金を上げることは良いと思います。

○委員

臨時用の料金については、ご検討ください。

◎会長

一度ご検討ください。

他の方はいかがでしょうか。

○委員

前は改定パターン②が良いと思いましたが、受益者負担という考え方が事務局の方で考えられていると思います。最初の 10 m³までが 0 円というよりも使った分だけ払った方が良いと思います。

先ほど事務局からご説明がありましたが、人口は減っていますが世帯数は増加しています。私も資料を見て、世帯数が増えていると感じています。今後世帯数が増加していくこともありますので、改定パターン④をご提示いただきましたが、改定パターン②が良いと感じました。定額 13 円も良いと思いましたが、料金を支払う側としてはつらいので、改定パターン④をご提示されたと思いますが、元々安いので改定パターン②で良いと思います。

◎会長

改定パターン②を発展させた形で改定パターン④が出たと思います。

他の方はいかがでしょうか。

○委員

細かい確認から入らせていただきたいのですが、資料 14 ページで公衆浴場が 100 m³までと 101 m³以上に分かれています。実際に公衆浴場が 2 件しかありませんが、2 件とも 101 m³を超えているのですか。

●事務局(経営総務課長)

2件とも101 m³以上お使いいただいております。

○委員

資料16ページに基本水量が書いてありますが、基本水量はなくて良いと思います。

基本料金である程度経営を安定化させていけないといけないため、改定パターン②か④が良いと思います。改定パターン④をご提示された根拠のところで、資料11ページに一宮市から名古屋市まで書かれていますが、この自治体を出された理由を教えてください。

●事務局(経営総務課長)

近隣の自治体を出しています。

○委員

江南市が出ていない理由はありますか。

どういう意図でここに出ている自治体に絞りましたか。

●事務局(経営総務課長)

近隣市町と同規模を出しておりますが、根拠はありません。

○委員

根拠がなければこの数字の意味がなくなってきます。一宮市は中核市ですので、春日井市や豊橋市、豊田市を並べれば良いと思います。なぜ岡崎市がないのか。自治体数が少ない中に岐阜市や四日市市等を出すべきだと思います。中核市の数字はある程度出ていますか。

●事務局(経営総務課長)

はい。

○委員

中核市の数字上はどのような傾向ですか。

令和4年度実績の施設利用分や余剰能力分の比率が書いてありますが、過去10年間同じような傾向なのか、変動して増加傾向なのか、減少傾向なのか教えてください。

●事務局(経営総務課長)

中核市の資料を出しますので、少々お待ちください。

施設利用率は、過去からほとんど変わらない状況です。

○委員

28.1%が基本料金と書いてありますが、前の28.7%から減っているということでしょうか。

●事務局(経営総務課長)

令和4年度時点で計算をしております。

施設利用率は1日に浄水場や水源池から水道を送り出すことのできる能力に対する1日平均で送っている水道水の量から施設の稼働状況を表しております。送った水道の量にもよりますので、年度ごとに変動があります。これを基に計算をしたものが28.1%や28.7%になります。例えば、令和5年度に28.5%になる可能性もあります。水の利用状況によって変動する部分でございます。

○委員

1%以内はすぐに変動してしまうということですね。

●事務局(経営総務課長)

そうです。

料金を新しく改定するにあたっては、その時点の数値を基準としております。今後見直しをかける場合には、基本料金の割合は変わってくると思います。

○委員

中核市の基本料金の割合はどうなっていますか。

●事務局(経営総務課専任課長)

令和3年度の施設稼働率は、岡崎市で73.5%、江南市で76.2%、愛知県内の平均で68.3%です。

○委員

基本料金の割合はどうなっていますか。

●事務局(経営総務課専任課長)

基本料金と従量料金の割り振りは全市町のデータがございません。

○委員

中核市だけのデータはありますか。

●事務局(経営総務課専任課長)

現時点では集計がございません。前回の審議会を終えてから急遽照会をかけたところで、資料にお付けしたのは緑色の部分になります。

○委員

県内全体の基本料金と従量料金の割合は分かれますか。

●事務局(経営総務課専任課長)

データは持ってありません。

●事務局(経営総務課長)

期間が短かったので、全部の中核市や県内全市町への照会は時間的に厳しいです。近隣ですぐに返答ができる場所を選んだ部分もごさいます。

○委員

時間がなくて出せないのは分かります。基本料金と従量料金の割合がかなり重要だと思ひます。数字として並んでいるのに、間違った方向にいつてしまひます。いずれにしても、基本水量はなくて良いと思ひます。色々考えたところ、改定パターン④になると思ひます。近隣の自治体がどうなっているのかという説明がつかないのは、決断するときに困ります。近隣の自治体のデータが欲しいです。

◎会長

データの準備をしてください。

江南市が入っていないと思ひましたが、作爲的なものはないと思ひます。どういふ根拠で自治体を選んだのかを説明できるようにしてください。

他の方はいかがでしょうか。

○委員

資料 11 ページに書いてある考え方について、余剰能力を固定費にすることは一宮の中での考え方ですか。日本水道協会の料金改定要領などに定めてありますか。全体的にこの考え方を取っているのは、私が理屈を付けた方が良くと思ひますとコメントさせていただいたからだと思うのですが、考え方をきちんと説明できるようにしていこう、という考え方でやった、という理解でよろしいでしょうか。

●事務局(経営総務課長)

日本水道協会が提示しておりますのは、固定費はすべて基本料金ですが、ご利用者の負担が大きくなる場合は固定費の配分基準を定めております。その中に施設利用率で配分する方法ができるようになっておりましたので、それを採用しております。

○委員

他の自治体が同じような考え方をしているのか、別の考え方をしているのか分らないですよね。自治体の中には、なんとなくの考えで同じようになっているところもあるかもしれないと思ひますが、そこまでは分らないですよね。

●事務局(経営総務課専任課長)

今回照会をかけた中では、不明や未回答の自治体が多くごさいましたが、同じように施設利用率を使って固定費の配分を行っている自治体は羽島市と豊田市です。考え方の回答があったのは、照会をかけた半分の自治体ですので、一宮市の考え方がスタンダー

ドな考え方と言えるほどの回答を得ていないです。

○委員

一宮市や羽島市、豊田市は、きちんと説明できるような料金改定をしている理解が良いですね。この自治体がすべて総括原価方式かどうか分からないですよね。多くの自治体は総括原価方式をしていると思いますが、総括原価方式をしていない自治体がある可能性もありますよね。

●事務局(経営総務課長)

総括原価方式をしているかは分からないです。

◎会長

施設利用率を用いる考え方がスタンダードかは分かりませんが、考え方の1つではあると思います。この考え方をきちんと示されれば良いと思います。

副会長お願いします。

○副会長

分かりやすい資料を作っていただけて助かりました。数字を羅列しただけの資料は、一瞬では何を意味しているのか理解できませんでした。今回色のついた分かりやすいグラフで改定パターン①から④までを説明していただき、非常に分かりやすかったです。改定パターン①から④で、どの改定パターンが良いかを考えると、特定の大口需要家に負担がかかるのは良くないと思います。他の委員でも同じような意見が多かったです。改定パターン④はバランスがとれておるのかなと思いました。改定後の基本料金と従量料金の比率も現行に近くて、先ほどの全国的な日本水道協会の資料も参考にされておることをございますので、改定パターン④が妥当だと思います。

◎会長

下水道について議論していきたいと思いますので、上水道は以上にさせていただきます。改定パターン④が良いという意見が多くありました。

○委員

改定パターン④の場合でも収益が出て将来的に賄っていけるのかというイメージがわかりません。改定パターン④で本当に大丈夫ですか。

◎会長

今回ご説明がありませんが、そこは計算されていますので、次回合わせて資料を提示していただきます。

概ねの総括をさせていただきます。改定パターン②が良いというご意見もございました

が、多くの委員の皆様が改定パターン④が良いと思っています。いくつかご質問が出ましたので、次回資料を揃えていただきたいと思います。改定パターン④は、改定パターン②から発展しておりますが、どういう根拠で改定パターン④が良いのかを再度ご説明していただきたいと思います。

それでは、下水道事業につきまして前回の質問の回答と改定パターンのご説明をお願いいたします。

9 第2回の質疑について・改定案について(下水道)

●事務局(経営総務課長)

よろしくお願ひいたします。

まず水道と同様に現状の下水道使用料体系について、ご説明させていただきます。

一宮市の下水道使用料は、用途別の使用料体系を採用しております。

基本使用料については、以前は基本水量制を採用しておりましたが、平成29年の改定により廃止となりました。

従量使用料については、水道料金と同じく使用水量が多くなるほど、使用料の単価が高くなる逓増制を採用しております。

次のページ(資料18ページ)をお願いいたします。

現在の下水道使用料のイメージ図になります。金額の大小はありますが、一般用の1 m^3 から10 m^3 の箇所以外は水道とほぼ同じ形となります。用途については時代の経過により統合されていますが、基本使用料、従量使用料の設定については、事業開始から、ほぼ、この形態を保持するような形で改定を続けてきました。

前回、工場廃液用などに基本使用料が設定されていない理由についてご質問いただきましたが、昭和46年まで資料をさかのぼり、分析を行いました。基本使用料の設定が無い理由は、大変申し訳ありませんが不明でありました。

当時の資料から推察をいたしますと、工場廃液の用途にあたる利用者は主に繊維事業者であり、その利用水量には事業者ごとに大きな差があります。そのため、基本使用料となるものを算定することが非常に難しいため、すべてを利用水量に応じて負担していただくように考え、従量使用料のみの設定になったのではないかと考えられます。

次のページ(資料19ページ)をお願いいたします。

前回示しました改定パターンのうちパターン①は基本使用料、水量帯別の従量使用料

全ての改定率を一律、令和 6 年度に 25%、令和 8 年度に 20%増加させたもので、全ての使用者の負担が 2 回の改定を経て 50%増加する形になります。

たとえば、一般用で 1 か月 15 m³使用の場合ですと、税抜き 1,256 円が令和 8 年度に 1,884 円となり、2 回の改定を経て 628 円の値上げとなります。

次のページ(資料 20 ページ)をお願いいたします。

パターン①のイメージになります。一律の改定を行うことで、全ての水量区分において使用料が増加していますが、改定前の使用料が高いものほど、引上げ額が高くなっています。

次のページ(資料 21 ページ)をお願いいたします。

改定パターン②は一般用の基本使用料を令和 6 年度に 25%、令和 8 年度に 20%、従量使用料を定額の 33 円増加させたものとなります。

一般用で 1 か月 15 m³ご使用の場合ですと、税抜き 1,256 円が令和 8 年に 2,049 円となり、2 回の改定を経て 793 円の値上げとなります。

公衆浴場用は令和 6 年度に 10%、令和 8 年度に 5%の改定、臨時用と工場廃液用は現行使用料が同額となっており、改定率も同率の令和 6 年度に 15%、令和 8 年度に 10%の改定としておりますが工場廃液用につきましては、特定事業用と格差がございますので、将来的な統合を見据えて使用料の格差を縮小するための設定となっております。

特定事業用は令和 6 年度に 25%、令和 8 年度に 20%の改定としております。

次のページ(資料 22 ページ)をお願いいたします。

改定パターン②のイメージ図になります。

一般用は、従量使用料を定額改定しているため、どの水量でも改定額は同じになります。

用途別で資料 19 ページのパターン①より低い改定率を設定しているため、公衆浴場用と工場廃液用・臨時用の引上げ額は小さくなっています。

次のページ(資料 23 ページ)をお願いいたします。

改定パターン③は従量使用料を現行のままとし、増額する部分をすべて、固定となる基本使用料で賄っていくものとなります。

基本使用料の割合が大きく増加することになり、先ほどの使用料算定の考え方のうち、固定費をすべて基本使用料で賄う考え方に近づくものとなります。

次のページ(資料 24 ページ)をお願いいたします。

改定パターン③のイメージになります。

基本使用料のみ増加させておりますので、基本使用料の増加額が大きくなっております。

公衆浴場用、工場廃液用、臨時用、特定事業用につきましては、改定パターン②と同様となっております。

次のページ(資料 25 ページ)をお願いいたします。

改定パターン③は基本使用料で賄うのに対し、この改定パターン④は基本使用料を改定せずに、従量使用料で賄うものとなっております。

この改定パターンでは基本使用料と従量使用料のバランスが、従量使用料にさらに傾く形となっております。

次のページ(資料 26 ページ)をお願いいたします。

改定パターン④の改定イメージになります。

従量使用料を定額増加させる形になっており、基本使用料の増額分が従量使用料に賦課された形となっております。

次のページ(資料 27 ページ)をお願いいたします。

次に、下水道使用料の設定についてご説明いたします。

下水道使用料で徴収すべき費用も水道料金と同様に、需要家費、固定費、変動費に分かれます。

次のページ(資料 28 ページ)をお願いいたします。

下水道使用料も水道と同様に、需要家費と固定費は基本使用料、変動費は従量使用料に割り振るべきではございますが、その場合、基本使用料が高額になり、現行の基本使用料を2倍以上に設定する必要があるため、固定費の一部を従量使用料に割り振っております。

下水道事業においても施設利用分を従量使用料、余剰能力分を基本使用料に割り振ることとします。この割り振りによって、基本使用料で28.0%、従量使用料で72.0%の構成比となり、これを一宮市の目標とする使用料体系と設定しております。

次のページ(資料 29 ページ)をお願いいたします。

下水処理場などの施設においても水需要の季節変動や施設のメンテナンスに備えるため、施設能力の100%で運転しているのではなく、必要な余裕をもって運転をしております。

この余裕分であります余剰能力分を基本使用料に割り振り、残りの稼働部分を従量使用料に割り振っております。

その結果、今回の使用料改定で目指す基本使用料と従量使用料の割り振りが、前のページで示した基本使用料 28.0%、従量使用料 72.0%となります。

参考といたしまして、令和3年度実績では表の緑色部分基本使用料が 25.7%、従量使用料が 74.3%でした。

前回、他市の基本使用料と従量使用料の状況についての質問をいただきました。

他都市の状況については、表の最下段、緑色のところに記載いたしました。

基本使用料と従量使用料の配分は各市の回答がありましたが、下水道使用料の設定時の配分、どういった理由をもって設定したかについては、事業開始、使用料徴収開始時期の設定により不明であるとして、明確な回答をすべての市町から得ることができませんでした。

次のページ(資料 30 ページ)をお願いいたします。

下水道の水洗化率の他都市比較となります。

この表は、照会を行った他市の処理区別の水洗化率と建設事業開始年を掲載しております。こちらも前回、一宮市に比べ他の市の水洗化率の高い理由についてのご質問をいただいたことによるものです。

事業開始年度と水洗化率については、事業開始年度からの経過年数が長い方が水洗化率が高い、といった相関関係があると考えております。

一宮市より水洗化率が高かった市に、水洗化率の高い理由についておたずねしましたところ、都市開発当初から下水道整備に着手していたためと考えている、といった回答もございました。このことから、都市計画など集中的な下水道の整備予定なども水洗化率に影響をもたらしていると考えております。

一宮市では公共下水道として昭和 32 年に事業開始した単独公共下水道の処理区と、平成 2 年に日光川上流処理区、平成 5 年に五条川右岸処理区と、3 つの処理区がございます。整備の概ね達成した地区と、整備開始から 30 年程度しか経過していない地区が存在していることが、水洗化率が平均して低くなっていると考えています。

次のページ(資料 31 ページ)をお願いいたします。

現行使用料での収入の内訳として、基本使用料が 25.7%、従量使用料で残りの 74.3%となっております。

次のページ(資料 32 ページ)をお願いいたします。

現行の使用料体系を維持しますと、使用料算定期間であります令和 6 年度から令和 10 年度での基本使用料と従量使用料の構成率は、目標とする割合に近づいていくと考えて

おります。したがって、このバランスを保ちつつ経費の回収ができるように改定を行っていく必要があると考えております。

これまでお示ししました下水道使用料の改定パターン①、②であれば、それらの目標に近い形であると言えます。

次のページ(資料 33 ページ)をお願いいたします。

水道事業と同様に、これまでお示ししました改定パターンについて一覧にまとめてみました。

パターン①から④の大きな違いとしましては、左から二つ目、基本使用料と従量使用料の構成率となります。

①は基本使用料と従量使用料の両方とも定率の改定とし、②は基本使用料を定率、従量使用料は令和 6 年度に 1 m³あたり 18 円、令和 8 年度に 15 円を改定するもので、①と②は目標とする構成率となっております。

③は基本使用料で、④は従量使用料で改定を行うもので、この二つの改定パターンは構成率が①と②とは異なっております。

以上で下水道使用料についての説明を終わりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎会長

ありがとうございました。

下水道も基本的には先ほどの上水道と考え方は共通しております。資料 33 ページをご覧いただければお分かりいただけると思いますが、改定パターン③と④は、片方は基本使用料ですべて賄い、もう一方は従量使用料ですべて賄うという、極端な例を比較するために敢えて出されています。選択するという意味ではないと思います。あとは、改定パターン①と②しかありませんが、事務局としては改定パターン②だと思います。

委員の皆さまからご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○委員

水道でも意見がございましたが、下水道も数年たって値上げになるよりは、将来の収支等を見せていただいた方が分かりやすいと思います。改定パターン①から④でどれが良いのかは分かりません。特水の工業用の下水道について、今では繊維事業者以外の方の件数の方が多いとお伺いしております。数年後の下水処理場の統合の予定や採算の状況を鑑みると値上げは事業者としても仕方がないと思います。値上がり幅が 1 年で令和 6 年度に 25%と令和 8 年度に 20%ですと、エネルギーや原材料や資材など、すべてが値上

がりしている中、一宮市の繊維事業は下請け事業者が多く自分で値段をつけられないため、小幅で値上げをしていただける方が助かると業界内でご意見をいただいております。

◎会長

ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

○委員

自分の家庭の使用料から見ると、夏は使用料が多くなりますが、使用料はほぼ一定です。改定パターン②が良いかなと思います。やってみないと分からないというところがあります。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

改定パターン①と②を比較すると、改定パターン①が 628 円値上がりし、改定パターン②が 793 円値上がりします。自分の家庭から考えて1家族世帯3人を見ると改定パターン②が良いと思いますが、一宮市全体を見ると改定パターン①と②のどちらが良いかは分かりません。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

改定パターン②か④で悩みましたが、特徴を見ると改定パターン④は人口減少による影響が大きいと書いてあり、人口が減少しているのご説明がありましたので、改定パターン④では不安です。平均的な上げ幅を考えると、改定パターン②が妥当だと思いました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

浄化槽を使ってあまり分かりませんが、他の委員がおっしゃったように、改定パターン②が妥当なのかなと思います。他の委員もおっしゃいましたが、料金は徐々に上げていくのが良いかなと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

上げ幅が大きいと大変だと思います。商工会に色んな事業の方がおみえでして、弊社も電気とガソリンでえらい目に遭っています。電気代が 100 万円近く増えて、従業員 3 人分くらい払っています。色々なものが値上げすると弊社も苦しいです。他の委員のお話にもありましたが、繊維関係は尾西に多いですから、少しでも考慮できないかと思いますが、さりとて優遇するわけにもいかないもので、バランスを上手くとれないものかと思います。

改定パターン①から④の中から選ぶことは、差し控えさせていただきます。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

質問ですが、資料 33 ページの改定パターン③の特徴に水洗化率が低いため不公平だと書いてありますが、どういうことでしょうか。

●事務局(経営総務課専任課長)

一宮市の水洗化率は 75%であるため、計画 100 人に対してのうち 25 人の方は使われておりません。基本料金のみで賄うと、使われていない 25 人の分まで現行使われている 75 人だけで負担することになりますので、不公平感があるというお話です。

○委員

下水道を使えますが、接続をされてない方が 25%いらっしゃるという意味ですね。

改定パターン②が妥当だと思います。本来ですと、改定パターン③が今後のことを考えると良いと思いますが、料金改定は分かり易くすることと、激変改定は事業体としても避けたいと思います。住民にとっても激変することはできるだけ避けて欲しいと思いますので、改定パターン②が妥当だと思います。欲を言うと、従量料金が定額になっているところについては、このままで良いのかと思います。資料 21 ページを見ますと、10 m³までの現行の従量料金は 8 円と書かれており、結構安価に設定されております。前回の改定の際に基本水量を廃止したため、激変的な改定がないように 8 円にしたと考えられます。8 円の改定はその当時は妥当だったのかもしれませんが、今考えると 10 m³までが 8 円、その次は 116 円に上がっていくとすると、バランスを見ても従量料金の改定はした方が良くと思います。定額で改定することは、分かり易さから妥当だと思います。それぞれの区分を定額で上げていくことが本当に妥当なのかは次の改定でも議論に上がると思いますが、今回の改定では基本料金を上げることと、従量料金を定額にすることでも、改定パターン②が説明のつく妥当な判断だと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

資料 31 ページの使用状況を見ますと、改定パターン①はないかなと思います。私の中では、改定パターン③が良いんじゃないかなと思います。改定パターン②のご意見がたくさんあるのですが、改定パターン③は基本料金が大きく上がりますが、先ほどおっしゃったように、基本料金が愛知県内では平均値です。全国と同規模自治体から見ると、一宮市の基本料金は安いので、人口減少を考えても基本料金はもう少し上げて良いと思います。

一宮市の経費回収率は低いので、一般会計の繰入金に頼っている部分もあります。管の老朽化も深刻な状況であり、老朽化率も類似団体から見ても高いです。管の更新をしていかないといけないと考えると、事業を継続させるためには基本料金を大きく上げる方が良いと思いましたので、改定パターン③が良いと思いました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

前回ご質問させていただいたことに対する回答の確認ですが、特水は使用料が 3,300 円に届かないと 3,300 円を払うルールがありますか。

●事務局(経営総務課専任課長)

そうです。

○委員

実質、特水の基本料金は無料ではなく、あるということになりますよね。

●事務局(経営総務課専任課長)

特定区域の場合ですと、最低料金という考え方になります。実質基本料金だと言われれば、基本料金だと思いますが、下水道条例では、税込みで使用料を計算して 3,300 円に満たない場合は 3,300 円いただくようになっております。

○委員

実績として、使用料が 3,300 円に満たないことはありますか。

●事務局(経営総務課長)

下水道のメーターが 2 つあり、片方使っていない場合、中止を出されないと 3,300 円いただくことはあると思います。

○委員

基本料金はないですが、基本料金に近い形でとられているので、資料だけを見ますと、皆様異なる認識になってしまうと思います。基本料金は無料ですが、類似するものは特水でもありますよね。その認識で話を進めていただきたいと思います。

●事務局(上下水道部次長)

水量が 0 m³ではありませんが、使用料が 3,300 円までいっていない水量の方で、最低料金の 3,300 円お支払いいただいている方も 10 数社現状ではいらっしゃいます。

○委員

基本料金に近いものは存在するように、特水は設定されているということですね。もう一つ確認させていただきたいのですが、下水道使用料を払った中から治水対策費は払われていますか。

●事務局(経営総務課長)

治水対策という名目ではありません。

○委員

大きな意味で治水対策に繋がるものに使われていますか。

●事務局(上下水道部次長)

下水道使用料でいただいたお金を雨水対策に回しているのかということですね。雨水対策費は公費負担となっておりますので、下水道会計で事業を行ったとしても、最終的には市の一般会計から繰り入れています。工事費として下水道会計で支払いますが、減価償却費という形で何年かに分けて繰り入れています。

○委員

市民が下水道使用料を払っている中で、雨水対策を含めた治水対策にお金は回っていないということですね。

●事務局(上下水道部次長)

回っていないという感覚で良いと思います。

○委員

治水対策に回っていれば、そういった関係で料金が上がるという説明がつくのかなと思いましたが、治水対策に使われていないと値上げの説明がしにくいです。

資料 28、29 ページで下水道使用料金の設定が書かれていますが、ここに書かれている下水道使用料の基本使用料と従量料金の割合は、特水と一般を合体させてできていますか。一般だけの数字ですか。

●事務局(経営総務課長)

一宮市の下水道事業で考えておりますので、一般と特水が一体となっております。

○委員

数字をどのように考えているのか知りたかったので、お伺いしました。

どの改定パターンが良いのかは難しいので、後で考えたいです。

もうひとつ確認したいのが、一般区域と特定区域は、いずれ一緒になるのですよね。

●事務局(経営総務課長)

その予定をしております。

○委員

改定案の中でも、一般と特定で工場の金額が異なります。いずれ料金も一般と特定で一緒にしていく考えですよね。

●事務局(経営総務課長)

いずれ特定区域も含めまして、流域編入を考えております。流域編入につきましては、一宮市も下水道使用料を県にお支払いする中で、特定の部分と一般の部分という分けがございませんので、同じところに流して同じ費用がかかる以上、単価的にも同じものにしないと整合性がとれなくなりますので、使用料も一緒にさせていく予定をしております。

○委員

資料 21 ページの右下に書かれている金額が一般と特定で異なりますが、金額が高い方に合わせていく形になってしまうのですね。

●事務局(経営総務課長)

そうですね。

今は差がありますが、一気に同率にすることは難しい部分がございますので、段階を追って最終形態としましては、一緒になります。

○委員

最終形態で一緒になっていくのはもちろんですが、使用料が一緒になることを考えた時に、特水の繊維業者がかなり厳しいことは分かっているので、追いついていけるのか。今回一般の工場用を上げるのは分かりますが、そこに特水の工場も合わせると繊維会社が経営していけなくなることも考えないといけないと思います。一宮市に繊維会社がなくなるとはいけないので、守っていかないといけないと思います。改定案の特水の金額はこのままで良いのかもしれませんが、一般を上げてしまうと、先を見据えた時に繊維会社が生き残れるのでしょうか。そういったところも配慮していただいた方が良くと思います。難しい問題ですが、繊維会社の経営状況が厳しいので、運営していけるのかが心配になります。

そういったことも考えながら、使用料の改定について考えていきたいと思ひます。当局の方も考えていただけたらな、と思ひます。

●事務局(上下水道部長)

今のお話ですが、今回の改定率は下水道の事業を継続していくために、最低必要な率を提示させていただきました。事業を継続するためには、料金の改定が必要だと考えております。県に統合するので、一般区域と特定区域も徐々に合わせていかないといけないと思ひます。様々な事業の中で、物価や電気料金が高騰するという要因もありますので、審議会の中では理論的な部分についてご審議いただき、答申をいただいた内容については市長に判断していただきます。議会でもお認めいただけるかを議論していただきます。このような中で改定は決定していきます。審議会の中では議論の上での考え方の審議をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

◎会長

副会長お願ひします。

○副会長

水道料金と同じ考え方で改定パターンを作成してみえるので、水道と同じ考え方をすると改定パターン②が良いと思ひます。

◎会長

ありがとうございました。

下水道も委員の方からご意見をいただきました。

最後に上下水道部長がおっしゃったように、審議会というのは科学的・合理的な見地から、中立・公正な立場から、理論的にはこれが望ましいということをご提案するのが本旨でございますので、そういった観点から審議会として、これが一番望ましいというものをご提案したいと思ひます。多数決を取るのではございませんので、少数の意見があつてもご意見があつたことを合わせて申し上げたいと思ひます。上下水道部長からお話がありましたように、理論的に料金と使用料の改定が望ましいことを申し上げますが、たとえば実施時期や据置期間は、他の自治体におかれましても政治的な判断において様々な施策を取つておられます。ぜひ議員の方々や首長の政治的なご判断をいただく余地はあるのかなと思ひます。当審議会としましては、次回には望ましい料金と使用料の改定を申し上げていきたいと思ひます。そのためには、上水道で改定パターン④、下水道で改定パターン②のご意見が多くありましたが、委員の皆様が理解できないと市民の皆様が理解できませんので、皆様が納得できるだけの資料を用意していただきたいと思ひます。委員の皆様

から質問をいただいていると思いますが、ご回答を用意していただき、次回審議会をお願いしたいと思います。

本日の審議は以上となります。今後の予定につきまして事務局にお返しいたします。

10 次回審議会について

●事務局(経営総務課長)

次回の審議会でございますが、9月25日、月曜日、午後3時から、場所は前回行いました11階の1102会議室の予定をさせていただいておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。